

令和元年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和元年 5 月 2 8 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉	孝
教育長職務代理者	古巻	勲
委員	上野	操
委員	蓮沼	千秋
委員	石井	正治

事務局	教育推進課長事務取扱			
	教育委員会事務局参事	柴田	靖弘	
	学務課長	田島	勉	
	指導室長兼教育研究所長	近津	勉	
	学校施設担当課長	石塚	修	
	統括指導主事	傳田	学	

書記	教育委員会事務局			
	教育推進課庶務係長	岡田	隆史	
	同 主査	志村	一彦	

千葉教育長	<p>開会時刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、令和元年第 10 回教育委員会定例会を開催します。 本日は 1 名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>日程第 1、署名委員を決定します。古巻委員と蓮沼委員にお願いします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第 24 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。</p> <p>本件は、教育に関する事務の議案について、令和元年第 1 回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。</p> <p>区議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議したいと思います。</p> <p>この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、この第 24 号議案については、意見聴取された議案が区議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕</p>
教 育 長	<p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p> <p>それでは、第 24 号議案を審議します。</p>

柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	<p>内容について事務局から説明をお願いします。</p> <p>第24号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。</p> <p>お手元に、区長から教育長宛の通知が来てございます。記書きにございませとおり、令和元年度江戸川区一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分についてでございます。</p> <p>1枚資料をお手元にお配りさせていただきました。</p> <p>令和元年度第2号補正予算概要（教育費）案でございます。</p> <p>まず、歳入でございます。諸収入、雑入、雑入ということで、6万円の補正を計上してございます。内容につきまして、そちらに記載させていただいておりますが、これは木全・手嶋育英資金の奨学生の方が退学をされたということで、申告がございました。ただ、こちらへの連絡が多少、時間的に遅れたということがございまして、1回分の35万円を返還していただくということで、今、手続をしたところでございます。その際に、ご本人の生活上の金銭面の相談をした上で、分納とする申請をいただきまして、月5,000円の返還にするということになりました。その上で、月5,000円、12カ月分ということで6万円の補正予算とさせていただきます。</p> <p>続きまして、歳出でございます。教育費の中で、教育推進費、今申し上げました6万円の、今度は歳出の予算でございます。木全・手嶋育英資金関係費として6万円を積立金の中に算出するというものでございます。</p> <p>続きまして、学務費でございます。学務費の学校運営費、小学校費、中学校費ともに需用費として計上してございます。300万円の補正でございます。こちらは、須賀清次様より300万円の指定寄付をいただきました。この指定寄付につきまして、予定といたしましては、ご本人からのご希望ということで、携帯用の翻訳機を各学校で、今、外国人のお子さん、それから親御さんが学校に増えているでしょうと。その際の教員の方々に役立てていただくようなものに使ってほしいというような趣旨で寄付をいただいたものでございます。それぞれ小学校、中学校、各学校に1台ずつということで、予算の計上をさせていただきました。</p> <p>続きまして、学校施設費でございます。こちらは、改築に伴いまして設計の報酬基準額の算定方法、こちらは国の基準がございませが、こちらが10年ぶりに改訂をされまして、その業務料として、この設計の部分につきましては、掛け率ですとか額が上昇いたしました。それに伴いまして、追加の予算をそれぞれ計上させていただいたものでございます。</p>
------------------------------------	--

	<p>それから、一番下に小松川第一中学校の施設改築費として、同じく委託料としまして931万7,000円を計上させていただきましたが、こちらは土壌の汚染調査を追加で実施するための経費を計上させていただいたものでございます。</p> <p>その下の欄でございます。繰越明許費ということで、ただいま、設計等の改築に伴いましての設計委託費の追加分につきましては、複数年にわたって行うものでございますので、繰越明許費としてこちらに計上をさせていただいたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	何か、ご質問、ご意見などはございますか。
上 野 委 員	木全・手嶋育英資金ということですが、退学ということですがけれども、何か理由があってですか。
教育推進課長	<p>実は、この方は平成26年度生として採用した生徒さんでございます。こちらの方は、大学に通いながらということだったのですが、実は、家計の状況が苦しくなって学校をお休みしてアルバイトをする必要が出てきたということでございます。その間、学校をお休みしたわけですがけれども、休学の手続がちゃんとできていなかったということで、単位が足りずに最初は留年ということになりました。ただ、その後も留年したために、日本学生支援機構からも奨学金を貸し付けで受けていたのですが、これがもらえなくなったということで、なお家計が厳しくなったという状況でございます。ですので、しばらくの間、学校をお休みして働いていたということでありました。ただ、その段階で我々のほうにお話がなくて、支給をしていたということでございます。そのことが後にわかりまして、おやめになった時点にさかのぼって1回分、1年分の35万円を支給しておりました。我々、手渡しをするのですが、そのときにはお越しになってお渡ししたのですが、申告がございませんでした。その後わかりましたので、これは返還をしていただくということで手続をさせていただくということになりました。ただ、やはり家計が厳しいということに変わりございませんので、一括の返済は難しいという事情がございましたので、分納ということで今、話を決めまして、ここで計上させていただくということでございます。</p>
上 野 委 員	ちなみに、留年したり退学したりしたとき、あるいは進学は当然いいので

教育推進課長	<p>すけど、その都度、区切りで何か学校からの証明書みたいなものを出させるような規則はなかったのですか。</p> <p>毎年、学年の切りかわるときには、学校から証明書をいただいております。ところが、それも遅滞があったということで、督促はしておったのですが、連絡もなかなかとれないという状況の中で、やっと連絡がついたときには、実はお休みしていましたというようなことが発覚したということでございます。</p>
上野委員	<p>仕方がないですね。わかりました。</p>
古巻委員	<p>小松川第一中学校の土壌汚染というのは、具体的には何かあるのですか。</p>
石塚学校施設担当課長	<p>こちらでございますが、こちらに至るまで何回か調査をしてみました。まず、設計に入る前に、土地履歴調査というものを行いまして、今、小松川第一中学校のほうで建てる敷地のところで、過去にどういったもの、例えば、家屋が建っていたとか、どういう使われ方をされて、調査をいたしました。その際に、以前、油脂工場として立地していたということが確認されました。そのため、まず土壌汚染の状況調査というものが必要になりました。これが第一段階でございます。その第二段階といたしまして、土壌汚染調査の該当調査というものを31年の1月に実施いたしました。これを行いましたところ、建設予定地のところで特定有害物質、例えば、六価クロムですとか、そういったものが何カ所かで検出されました。したがって、土壌汚染対策法に基づきまして詳細調査が必要になりますので、今回、補正予算を計上させていただきます。今後調査を実施させていただくものでございます。</p> <p>以上です。</p>
古巻委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>他になければ、第24号議案の意見聴取に対しては、異議なしと回答することとして、決定してよろしいでしょうか。</p>

<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 秘密会はここまでとします。 傍聴人の再入室を認めます。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会終了〕</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人再入室〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>次に、第 2 5 号議案、令和元年度学校評議員の委嘱についてを議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>近津指導室長</p>	<p>それでは、私のほうから令和元年度学校評議員の委嘱につきまして、ご説明を申し上げます。 資料をごらんください。 資料 1 枚目には、令和元年度学校評議員の委嘱の状況につきましてまとめてございます。 1 番の学校評議員の変遷ということでは、今年度を含めて過去 5、6 年間の評議員数につきまして、一覧の表に示してございます。今年度につきましては、小学校 5 1 1 名、中学校 2 2 8 名、幼稚園 6 名の計 7 4 5 名の方を評議員として委嘱いたしました。1 校平均といたしますと、7 名強というところでございます。 内訳でございますが、2 番の表をごらんください。 小学校につきましては、旧 P T A 役員、町会関係、現 P T A 役員の順に評議員が多く委嘱されてございます。中学校に関しましては、旧 P T A 役員、町会関係、そして、民生児童委員・主任児童委員等の順で委嘱が多くなってございます。 おめくりいただきまして、2 枚目以降からにつきましては、各学校の学校評議員の方のお名前、ご所属、それから、新規、継続の別、並びにそれぞれの方の肩書きを掲げさせていただいてございます。 私のほうからは以上でございます。</p>

教 育 長	何かご質問、ご意見などはございますでしょうか。
蓮 沼 委 員	例年、学校評議員さんを対象にした研修会というか、そういうのなんかやっていたような気がしたのですが、それは本年度も予定されているのですか。
指 導 室 長	今年度につきましては、現時点では予定はございません。
上 野 委 員	これは、任期があるわけでしょう。
指 導 室 長	任期は1年とし、再任を妨げないということでございます。
上 野 委 員	とっているかどうかわかりませんが、平均、ずっと連続してお務めいただいている期間、大体3年ぐらいとか5年ぐらいとかあると思うのですが、それはわかりませんね。
指 導 室 長	そういった、どなたが何年お務めされたということをもとめてはございません。
上 野 委 員	もう一つ関連して、評議員だけの先生方の会議というのはあるのだろうと思うのですが、何か定例の会議みたいなものも、特に定まってははいないんですか。
指 導 室 長	学校評議員は、校長の求めに応じて学校評議員会という会議体を開催いたします。例年、数回開催いたしまして、学校の運営状況について学校長から説明をし、それについてご意見を伺うという会でございます。
上 野 委 員	わかりました。
蓮 沼 委 員	基本的には、学期1回ずつくらいになるわけですね。年2回というところもありますけども、委嘱状をお渡しして、今年度もよろしく願いますということと、あと、入学式や卒業式や学校行事ですとか、そんなところで評議員さんにお越しいただいて、子どもたちの様子を見て気がついたこととか、またそういった定例というか、ある程度決められたときの会議だけじゃなくて、日々こんなことを見かけたよとか、こんな話を聞いたよと、いいことも悪いことも含めて学校評議員さんって、本当に一番の学校の応援団。江

	<p>戸川区は7人から8人。私がいた小岩三中もそうでしたけれども、本当に皆さん、いろいろな立場の人が、PTA関係の方とか地域の方だとか、いろいろな方がいるので、とてもありがたいというか、校長としてはそれを参考にしながら学校評議員の方々に学校評価もお願いするということも含めて学校経営に生かしているという実態なのですね。とてもすばらしいことだなというふうに思います。</p>
古 巻 委 員	<p>これ、基本的なことで申しわけない、ボランティアでやるのですか。</p>
指 導 室 長	<p>はい、さようです。</p>
上 野 委 員	<p>それに絡んで、よく卒業式だとか入学式のときに、いろいろな資料を見ているのですが、もう一つ、学校応援団というのがありますね。これは、評議員のように制度はあるのですか。</p>
教育推進課長	<p>学校応援団は、実は、文部科学省が学校地域支援本部という事業を平成21年でしたか、モデル事業として委託事業として始めました。江戸川区は、それにいち早く手を挙げまして、モデル校からスタートして、たしか23年には全校で導入してございます。こちらは、今も文部科学省、それから東京都の補助事業として行っております。</p>
上 野 委 員	<p>わかりました。蓮沼委員、学校応援団の方はどうなのですか。</p>
蓮 沼 委 員	<p>学校でいろいろ課題ですとか特色あると思うので、それを支えていただくということで、私のいた小岩三中では屋上緑化が結構進んでいたもので、屋上緑化を、生物環境部という生徒の部活動があったのですが、いろいろアドバイスをいただいたり、一緒に作業していただいたり、地域の方に開放したりということで、それをずっとやっていますね。学校によっては、学力向上に特化して学習支援ボランティアとして、応援団の方にある程度音頭をとっていただいてやっていたこととか、あとは体力向上に関して、部活動も外部指導員という形で、その応援の方々が紹介してくださったりとかいうことで、学校の実情に応じて、校長がこんなことをいろいろやりたいのだけど、応援団の方どうですかとか、あるいは、校長自身が地域の方の意見なども参考にしながら、それぞれの立場、精通している人を招いてやるということですね。また、予算もある程度計上されているので、計画的に執行してという</p>

教 育 長	<p>ことで、とてもありがたい制度だと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、第25号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第26号議案、令和2年度使用教科用図書採択についてを議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
指 導 室 長	<p>それでは、令和2年度から使用する中学校の道徳以外の教科用図書の採択についてお諮りをさせていただきます。</p> <p>教科用図書採択要綱の第7条に、教科書の内容に大きな変更がないことを教育委員会が確認した場合は、第4条に示した採択のための組織及び手続を簡略化することができますとございます。</p> <p>先般、実際に4年前に採択をいたしました中学校の教科用図書と現在の教科書を見比べていただきましたが、それにつきまして、委員の先生方、ご意見などございますでしょうか。いかがでございましょうか。</p>
古 巻 委 員	<p>先日、拝見をいたしました。ほぼ大きな内容、あるいは仕様については、変更はないように見受けられましたので、今、室長がおっしゃったように、簡易に行うということについては、そのとおりでいいかと。そういうふう to 思います。</p>
教 育 長	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>内容、仕様に大きな変更がないことが確認できましたので、今回は簡易採択として進めることとします。</p>

指導室長	<p>ありがとうございます。それでは、中学校の道徳以外の教科用図書の採択につきまして、調査委員会の選定資料及び学校からの調査研究報告書は4年前のものを使用することとさせていただきます。また、区民からの声につきましては、6月1日から28日までの特別展示会、法定展示会で得られたものを参考とすることにいたします。</p> <p>なお、小学校の道徳を含む全教科の採択につきましては、通常どおり調査委員会の選定資料、各校からの調査研究報告書、6月1日から28日までの展示会における区民の声を参考として採択を進めていくということとさせていただきます。</p>
教育長	<p>続いて、日程第2、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教育委員会後援名義使用承認についての報告をお願いします。2件ありますが、続けて説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育推進課から1件でございます。</p> <p>横版の使用申請一覧をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>行事名は、江戸川区中学校高校進学フェア2019。申請者は、NPO法人らいおんはーと理事長。今回で2回目の後援名義の申請でございます。この事業目的につきましては、当該事業は、中学生がみずから学校選択をするための一助になるとともに、本区の学習支援事業の紹介など、学ぶ方法について情報提供することで、将来を構築するには多くの選択肢があることを伝えるということでございます。実施日時は、令和元年8月10日(土曜日)同じく8月11日(日曜日)の両日、タワーホール船堀におきまして区内中学生及び保護者を対象に行うものです。経費等の徴収はございません。お手元には今回の企画書をおつけしてございます。内容等につきましては、今の事業目的等が記載されております。裏面をごらんいただきますと、今回の2019の趣旨ということで、記載をされております。今回は、会場が二つに分かれるということではなく、タワーホール船堀の中で完結をするというような改善がされているとしてございます。</p> <p>こちらについては以上でございます。</p>
指導室長	<p>それでは、私からは第67期TBSこども音楽コンクール江戸川地区大会についての後援名義の申請につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>申請者は、株式会社TBSラジオこども音楽コンクール実行運営委員会でございます。事業目的は、当該事業は、小・中学校の音楽コンクールを通し</p>

	<p>ての音楽教育の研さん、向上を図ることを目的としたものでございます。実施日時でございますが、令和元年7月29日(月曜日)及び令和元年8月5日(月曜日)でございます。会場は、江戸川区総合文化センターです。事業対象でございますが、都内小・中学校の児童・生徒を対象とするものです。経費につきましては、徴収はございません。お手元には企画書をおつけしてございます。内容欄には、この江戸川地区大会以降の日程につきましても記載がございますので、ご確認ください。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件について、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>1点目の高校進学フェアなのですが、ブースを出していただけるということなのですが、昨年度の第1回目は、何ブースぐらい出ていたでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>ブースの数についての報告は受けていませんが、3,000人を超える来場者ということで報告を受けてございます。おそらく100校程度を予定しているということです。</p>
蓮 沼 委 員	<p>先ほど、参事がおっしゃっていましたが、昨年度、ブースの場所が分かれてというところで、若干トラブルというか、あったように聞いているので、課題を考えていただけているということでもいいかなと思いますけど。</p>
上 野 委 員	<p>関連してですけど、今回2回目ですからね。第1回目、いろいろあるとは思うんですけど、相対的に言って評判といたしますか、評価、そういうものはどうなのでしょう。</p>
教育推進課長	<p>実は、今、蓮沼委員さんからもございましたけども、会場が二つに分かれたということで、タワーホールのほうがメイン会場だったのですが、そちらは非常に多くの方がお見えいただいて、ちょっと離れた信用金庫さんの会場を使ったブースもあったのです。そうしますと、そちら側のほうにお客様が余りお見えいただけなかったというようなブースが当たった学校さんから声が上がったという事実がございました。ただ、それを何とか2回目は改善しましょうということで、タワーホールの中だけで完結するように、差をつけたいといたしますか、そういう改善も今回されたというふうに聞いてございます。</p>

上野委員	それに関連して、おわかりにならないかもしれないのですが、感想でいいのですが、当事者というか中学生ですかね、学生本人と保護者というふうになっています。出席者はどのくらいの割合で。おおよそで。
教育推進課長	全体数は出ているのですが、内訳までの報告は受けていないのですけれども。
上野委員	結構、学生も来ていたのですかね。
教育推進課長	やはり、中学生が進学先の高校を選ぶということで、関心をもって来ていただきますので、各参加される学校さん、高校のほうは、呼びかけのためにわざわざ高校生が会場整理ですとかそういったことまでして、高校のいいところを何とかアピールしようというようなことが、当日会場で行われたという報告は聞いております。
蓮沼委員	学校によって、もちろん3年生が対象になるのでしょうかけども、意識を高めるといって、1年生、2年生にも声かけて、どうぞ行ってくださいといふことで行かせて、学校の情報が入って勉強に身が入ったとか、そんなような話も聞いていますよね。だから、情報を提供するというところでいいのかなと。3年生になってから勉強すればいいやなんていうのんびりした生徒にとって、生活への刺激になるのかなと思われそうですね。親御さんも含めて。
教育長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、児童（生徒）数・学級数についての報告をお願いします。
田島学務課長	私からは、お手元の資料のとおり、5月1日現在の学級編制についてご説明申し上げたいと思っております。 お手元の、まず1番でございますが、全児童・生徒数、学級数というところでございます。5月1日現在で、小学校の通常学級の児童の数が3万4,201名。学級数として1,091クラスでございます。特別支援学級の固定の学級ですが、児童数で343名、学級数で49クラス。中学校にいきま

	<p>して、生徒数で1万4,901名、学級数で420クラス。特別支援学級の固定で213名、29クラスというところがございます。合わせて児童・生徒数でございますが、4万9,658名。クラス数で1,589クラスというところがございます。</p> <p>昨年度の比較でございますけれども、右手のほうごらんいただきまして、相対的に減少傾向でございます。</p> <p>2番として、1クラス平均の学級の児童・生徒数でございますが、小学校で31.3名、中学校で35.5名というところで、こちらも若干の減少の傾向でございます。</p> <p>過去5年の推移を3番として書かせていただきました。ご案内のとおり、この数についても昨年度比335名減っているというところがございますが、例年、500名以上の減少で推移しているといったところがございますけれども、昨年同時期からいうと、減少傾向については少し緩やかになってきているというところがございます。</p> <p>こちらについては、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>何かご質問、ご意見はありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>なければ、ただいまの報告を了承いたします。</p> <p>続いて、外国籍の児童・生徒の就学状況の確認についての報告をお願いします。</p>
学 務 課 長	<p>件名のとおりでございますけれども、外国籍の児童・生徒の就学状況の確認の件についてのご報告でございます。</p> <p>こちらについては、まずは経過から簡単にお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今年の1月、毎日新聞の新聞報道がございまして、端的に申し上げますと、全国の自治体で外国籍のお子さんが多い自治体、100自治体を対象に調査をし、その内容といたしますのは、学齢期にある外国籍のお子さんについて、その就学先がわかっていない自治体の状況という記事でございました。江戸川区では、就学先不明は1,000名を超える状況ということの記事の掲載でございました。</p>

そのことを踏まえまして、子どもは3月8日付でその就学状況の把握ということで、不明な状況のご家庭にその国籍に伴う日本語と英語、中国語、韓国語、それぞれの言語がわかるような状況の中で、お手紙を出させていただいて、実際、就学はどちらに行かれているかということの確認をさせていただいたところでございます。それが、まず対象者というところの1,021名に対してでございます。学齢期というのは、住民基本台帳上に載っている年齢で判断しているということでご理解いただければと思います。

ついては、回答をいただいた内容が2番以降でございます。そのうち、約56%、568名の方にご回答いただきまして、その回答の内容が(2)のところでございます。その後、若干タイムラグがありまして、既に区内の公立の学校等に通っている方もいましたが、おおむね、中段右にあります各種学校、米印が書いてありますけれども、82.75%の方、470名についてはそういった学校にいます。

じゃあ、各種学校とは何かというのは、その下でございます。インターナショナルスクール、あるいは、韓国学校、朝鮮学校等の民族学校等に属するもの等に通っていらっしゃる傾向がわかりました。つまり、未就学というよりは、母国語によるインターナショナルスクールであるとか、それぞれの国籍による学校に行っているという傾向がつかめたところでございます。国籍別については、回答状況については、のとおりでございます。

いずれにしても、それを差し引く453名については、まだ確固たる就学先について把握できていないところです。ただ、実際問題、これまでの状況の中で言えば、既に住民基本台帳上に残しているけれども、自国にお帰りになっている様子もわかってきていると。ですので、ご案内のとおり、入国管理局に出入国の記録を照会することで状況の把握に努めたいと。合わせて、さらなる調査の必要性も感じてございますので、追って、さらなる就学状況についての書面による確認、あるいは、もっと言えば、訪問での確認も視野に入れながら、今後も把握に努めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

教 育 長

何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

石 井 委 員

回答内容で、区立の学校に通っているという方が6名いらしたということなのですけれども、この6名の方は、言ってみれば、区が就学状況を把握できていた方。

学 務 課 長	<p>実際に、調査の後に、先ほどタイムラグと申し上げましたのは、実際に1月の時点で不明といたしましたけれども、実際にはその後の転出等の届け出の中で、既に江戸川区で入学されているというところでございます。</p>
石 井 委 員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>もう1点、母国に帰られている方もいらっしゃると思うのですが、そうではなくて、江戸川区にいて、子どもさんもいて、学校に行っていないという方もいらっしゃるという推測が成り立つようにも思うのですが、そういう状況が、もしわかったときには、何がしかの救いの手といたしませんか、そういうことを考えていければいいと思うのですが。</p>
学 務 課 長	<p>やはり、まず、法律上は、日本国籍のお子さんは法律的に就学をする義務がございます。教育を受ける権利と、親御さんについては受けさせる義務がございます。外国籍のお子さんについては、その法律の適用はございませんけれども、文科省からの入管法の改正等によって、そういった外国籍のご家庭についてのお子さんの就学の状況を把握し、さらに就学を推奨するようなことに努めなさいということもございます。委員お話しのとおり、学びの環境にあることは望ましいことですし、江戸川区教育委員会としても、そういった環境を整えるということが望ましいと思っておりますので、その状況を把握し、就学環境を整えたいなというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
上 野 委 員	<p>最後のほうの今後の対応についてで、入国管理局に出入国記録を照会予定と書いてあるのですが、これはまだ回答は来ていないのですか。</p>
学 務 課 長	<p>実は、予定といたしますけど、順次事務手続は進めておりまして、今回の件を踏まえて、本区も含めて全国の自治体がこういった動きをしております。については、入国管理局から、一自治体当たり1日5件程度にしてくださいという話がございますが、私どもも、その傾向の把握については、一定程度、一両日中には大体見えてくるかと思っておりますので、追ってまたご報告を申し上げたいと思っております。</p> <p>ざっくりした話、今回、こういう話がございます、こういった状況をつかめたところはございます。ですので、今後、後追いで調査をするのではなくて、つまり、転入時においては、公立の小・中学校に限らず就学される親御さんから届け出をしてもらうと。こういったインターナショナルスクール</p>

	<p>についても、通っている、自分の子どもは大丈夫だよという届け出をいただくであるとか、そういったアクションの中で私どもも、状況をお互いに確認できる環境をつくっていきたいと考えてございます。</p>
蓮沼委員	<p>結構、いろいろ調べていただきましたよね。中学校なんかでも、中国系の方とか来て、いろいろ手続きして入ったのですが、夏休みとかに帰ってしまうのですね。そのまま戻ってこないとか。どことも連絡がとれなくなって困ったケースもあるので、こういったのも、これからも確認していかなきゃいけないのでしょうかね。きっとこれ、確認するの大変だったと思います。ご苦労さまでした。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>続いて、就学援助制度についての報告をお願いします。</p>
学務課長	<p>就学援助制度について報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、制度として1番、2番で確認から入らせていただきまして、就学援助制度と申しますのは、経済的に就学が困難なご家庭に、学校生活に必要な費用の一部を援助させていただく制度でございます。</p> <p>援助の内容としては、項目として14番まで書かせていただきましたが、ご案内のとおり、この就学援助制度については、生活保護制度との連携しているような要素もございます。印のついているものについては、生活保護受給者の方に対して福祉事務所生活援護課から支給をさせていただいている内容でございます。今般、とついている新入学児童生徒の学用品費につきまして、昨年度中からさまざまな議論の中で、今年の入学のお子さんについて言えば、その入学にかかる費用は、3月以前に必要となるお金でございます。それを前倒しで支給をするという運びが議論の中で決まり、実施をいたしました。</p> <p>その経過については3番でございます。児童・生徒のお子さんのうち、おおむね、申請を3,600件強の方にご申請をいただいて、既に9,270万1,000円の援助費を支給させていただいたところでございます。小学生については、1件当たり4万600円、中学生については、4万7,40</p>

0円に当たる金額でございます。学用品費というのは、ご案内のとおり、小学生で言えば、ランドセル等のものを購入するお金ですし、中学生で言えば、制服ですとかバッグ等、そういったものの購入に充てていただくお金とお考えいただければと思っております。

欄外に書いてある今年度というところでございますけれども、今年度就学援助認定者で新入学児童生徒学用品費を支給できなかった方(申請漏れなど)と書いてありますが、その方については別途支給と書いてあります。この意味でございますけれども、4月以降、今年度の就学援助にかかる申請、既にいただいている、6月から7月を目途に今年度の援助対象者のことを決めさせていただくことで考えてございます。つまり、未認定者でございます。その方々に今回の前倒しの支給をしていなければ、その分も含めて認定し、支給させていただきましますというのがこの文面でございます。

合わせて、4番には参考までに一昨年と昨年度の状況を参考までに書かせていただきました。昨年度については、会計事務処理的には、まだ若干前後するところもありますので、確定数値ではございませんけれども、参考までに載せさせていただいたところでございます。

合わせて、5番、審査基準というところでございますけれども、事務的な話ではございますが、収入の何をもって審査をするのかということによりますと、本区は今まで収入というものに審査の基準を置いてございました。実際問題、これは収入か所得かということで申し上げますと、おおむね、他の自治体は所得見合いで審査をしていたというところでございました。何が違うかということで申し上げますと、収入ということでいうと、下段のほうごらんいただきますと、源泉徴収額や社会保険料等を差し引く前の支払い金額をベースとして見ます。所得というのは、給与所得控除が、給与所得者の方ですけれども、あるいは、事業所得者の方で言えば必要経費を差し引いた金額をもって所得とします。ただ、ベースとして見るものはこういう形ですけれども、その基準額自体は、それ見合いで私どもが返納させていただきますので、おおむね、全体的なフレームとしては大きな不利益ということの結果にはならないような形の中で対応してございます。あくまでも、審査基準については、生活保護基準額等の影響によって、または、世帯の構成、世帯員の年齢等によって異なりますので、参考までに申し上げます。

以上でございます。

教 育 長

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

石井委員	一人当たりの支給金額なのですが、全体をつらつらと見て考えますと、一人当たりの支給金額というのは、減少しているのでしょうか。聞いていることは、今年度は新小1が4万600円、新中1が4万7,400円ということなのですが、昨年はどのくらいだったのでしょうか。
学務課長	<p>まず、それぞれ一人当たりの金額で申し上げますと、この援助金額については、実は、増額をしてございます。それは、基準としては生活保護等の改正によって、トータル的な扶助費という生活保護にかかるもの自体は若干変動して、減額の方向性でございます。そうは言っても、子どもの就学に与える影響を勘案して、国自体も補助の増額をしているというところがございまして、それについては、平成29年度に小学生自体は2万470円という金額に対して、お手元のごらんの額、4万600円に増額をした経過がございます。2万470円を4万600円に増加する。中学生についても、2万3,550円だったところを4万7,400円に増額した経過がございます。ですので、一人当たりの金額で申し上げますと、入学準備金については、既に増額した金額で、そのものの固定の金額でお支払いしているのです、同額で変更後は推移しているというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>続いて、自然体験教室の開催についての報告をお願いします。</p>
近津教育研究所長	<p>それでは、私のほうから自然体験教室の開催につきましてご説明申し上げます。</p> <p>これは、この体験を通して不登校または不登校傾向にある児童・生徒の交流を図り、協調性や自主性を引き出し、忍耐力や社会性を育てるとともに、やればできるという達成感を味わわせる、そして、学校復帰につなげていくということを目的として開催をするものでございます。</p> <p>本日は、お手元に自然体験教室へのおさそいということで、開催のパンフレットをお配りいたしました。日程でございますが、令和元年7月23日から7月25日までの2泊3日。場所は、茨城県のふれあいの里キャンプ場で</p>

	<p>ございます。対象は、区内在住の小学校4年生から中学校3年生、不登校、不登校傾向の児童・生徒でございます。参加費は、食事代等の材料費等個人負担相当分、実費として5,000円を頂戴してございます。申し込み先でございますが、現在、学校サポート教室に通っているお子さんにつきましては、それぞれの学校サポート教室に。その他のお子さんで不登校傾向のあるお子さんにつきましては、それぞれ在籍している学校へお申し込みいただくということになってございます。申し込みをされた方に対して、7月11日木曜日、午後6時半より保護者説明会を開催し、実施する予定でございます。ご説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>自然体験教室は、もう何年もやっている教室だと認識しておるのですが、定員30名ということなのですが、30名までは毎年いっていなかったですよ、たしか。だから、申し込まれた方が、ほぼ全員参加できるというような状況だったと思いますので、定員のところに、定員を超えた場合は、申し込み受付順を優先して締め切るという文言が、これはこれであっていいのですけども。</p>
教育研究所長	<p>昨年度、一昨年度と20名前後の参加でございます。委員ご指摘のように、開催年度から定員を超えての応募ということはございません。</p>
上 野 委 員	<p>いつも参加者の意見なんか聞いていますよね。参加した人は有意義だった、よかったと言っているのですけどね。定員はオーバーしていないということなのですよね。できたら定員がオーバーするぐらいの応募があったほうが、本来の趣旨には合いますね。その場合、不登校というのはわかるのでしょうか、不登校傾向とかそういうようなものは、学校のほうで把握して聞くわけですか。</p>
教育研究所長	<p>登校渋りであったり、あるいは、なかなか学校には登校できても教室の中には入れなかったり、そういった不登校傾向のお子さんについては、学校のほうから順次お声かけをして、こういった教室があるので参加をしてみないかというふうな形で声をかけて、そして、仲間と集団生活の楽しさといったものを味わわせるというような形をとってまいりたいというふうに思っております。</p>

上野委員	参加させれば効果があることは明らかなのですが、参加するまでになかなか勇気が必要だと思いますから、その辺をもうちょっと、ある意味では公平に誘うようなことを考えてあげたほうがいいかなと思います。
教育研究所長	ご指摘のように、ここへ参加をするまでも、かなりの抵抗感があるお子さんもいるかと思しますので、各学校、それから、学校サポート教室等で丁寧に呼びかけをさせていただきたいというふうに思います。
石井委員	言葉がちょっと気になるところがありまして、どこかといいますと、「大自然の中での」云々の4行目なのですが、「ぜひ参加させてみてください」というのが、どうも、少し上から目線的かなと思えますので、例えば、ぜひ参加をご検討くださいます的な、そんな表現がより丁寧かななんて感じまして、ご検討いただけますと。
教育研究所長	検討させていただきます。
石井委員	よろしくお願いします。
蓮沼委員	これは、場所というのはずっと同じところですか。
教育研究所長	平成28年度は塩沢へ。29年度以降、この茨城県のふれあいの里キャンプ場で実施しております。
蓮沼委員	塩沢というのは、区の保養所とかそういったところですか。なかなか行く機会、我々もないと思うので、できれば教育委員会で視察に行くとか。そういうのもとてもいいのではないかなと。 これは、移動はバスで。
教育研究所長	借り上げバスで。
上野委員	塩沢とか、もう一つもありますよね。穂高。
教育長	城里町というのは最近のおつき合いで、ここ3年ぐらいのところなのです。向こうからオファーがあって、行ってみたら、非常に自然があって、近いんですよ。

蓮沼委員	2年生の林間でここ使っているところあるのです。小岩四中かな、たしか。そんな話を聞いたので、どんなところなのかなと。教育委員会としても行ければいいですね。
教育長	このキャンプ場の中にも天文台があって、夜になると星が見れるような、そういった施設も常備されていたりして非常に良いところです。
蓮沼委員	セキュリティーとか、何か危険性はないのですか。今日の事件を思うとね。
教育長	非常にのどかな感じ。
上野委員	不登校の人、出席を嫌がる傾向の人は、数としては多いと思うので、できるだけ出席させたいですね。
蓮沼委員	時期的に、どうしても中学校とか、林間のころが多いのですけれどもね。3年生になると進学の関係で、どうしても夏休みの最初のころのほうが良いというのは、これは動かさないですね。
教育長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和元年第10回教育委員会定例会を終了します。
	閉会時刻 午後1時59分